令和７年度　新入生説明会　配布用

阿久根中学校　生徒心得

学校は、生徒全員が安全で過ごしやすい場であるべきです。また、公共生活での言動や身だしなみを学ぶ場でもあります。そのためにこの「生徒心得」を設けます。

制服はフォーマル（正式な　儀礼的な）なものであるため、着こなしや髪型などもフォーマルなものとします。フォーマルである着こなしや髪型は、流行を追わない、おしゃれを求めない、華美にならないものとし、入学式や卒業式などの儀式的な行事や職場体験学習など校外の行事にも通用するものとします。また、学習の妨げにならない着こなしや髪型とします。

この生徒心得は、年に一度、見直しをします。アンケートなどを活用し、生徒の意見を聞き、内容によっては生徒総会、PTA 総会を経て変更します。

第１章　登校・始業・下校

1. 登下校は、決められた通学路を通り、交通規則を守って安全第一を心掛ける。

2. ７時３０分から８時１０分までに門を通過する。８時１５分にはカバンを片付け自分の席に着く。

3. 下校時刻は、平日は１６時４５分とする。部活動については、部活動規定に従う。部活動生は部活動の決められた服装で下校してもよい。

＊部活動終了時刻

期間	下校時刻
４月	１８：１５
５～７月	１８：３０
９月	１８：１５
10月～新人戦	１８：００
新人戦～１１月	１７：４５
12月	１７：３０
１月	１７：４５
２月	１８：００
3月	１８：１５

下校時刻は、門を出て帰宅する時間です。

下校時刻には帰宅できるよう、各部で終了時間を考えて行動しましょう。

第２章　学校生活

1. 授業

① チャイム前には着席し、係の生徒の号令で黙想する。係はチャイムが鳴ったら授業の始まりの号令をかける。
② 休み時間は次の授業の準備をする。
③ 机の上には必要なものだけをおく（筆箱は出さない）。
④ 教科の指示により学校においてよい教材がある。

2. 休憩時間

① 弓道場付近や裏山へは立ち入らない。
② 上履きと外履きの区別をつける。
③ 他のクラスや特別教室には入らない。

3.　作業

①　６時間目終了後、速やかに作業場所に行く。
②　時間いっぱい掃除に取り組む。
③　作業用具はきちんと片付ける。作業場所によっては戸締まりをする。

4.　放課後

①　部活動に参加する生徒は帰りの会終了後、速やかに部活動の場所に向かう。
②　日直は教室の戸締まりをする。帰りの会終了後は教室に残らない。

5.　その他

①　学校生活に不必要なものは持ってこない。
②　校納金は登校したらすぐに納める。必要のない金銭は持ってこない。
③　職員室に入室する場合は、必ず先生の許可を受ける。定期テスト期間中及びテスト１週間前は職員室への出入りはできない。
④　水筒（水またはお茶）を持参してよい。熱中症が心配される時期はスポーツドリンクの持ち込みを認める。

第３章　校外生活

1.　登下校時の買い食いは禁止する。

2.　阿久根市「共通指導事項」を参照する

阿久根市「（長期休業中）共通指導事項」Ｒ６

1.　夕方のチャイムまでに帰宅する。
（10 月～4 月：午後５時　５月～9 月：午後６時）

2.　外出するときは、防犯ブザーを身につけて、事前に行き先、帰宅の予定時間、同行者を家庭に知らせる。
①　原則として、午後５時以降の外出は保護者同伴とし、午後９時までには帰宅する。
②　原則として午前１０ 時までは自宅におり、友人宅を訪問しない。
③　原則として、保護者を伴わない外泊はしない。
④　「いかのおすし」の実践や一人で出歩かないなど、不審者等には十分気を付ける。

3.　子供会などの地域の行事には、積極的に参加し、中高校生は小学生の模範となるようにする。

4.　他校の校舎・校庭や、公共の施設の利用は、その責任者の許可を得て利用する。使用に当たっては、破損したり、迷惑をかけたりしないよう責任を持って利用する。

5.　ゲームセンター・ゲームコーナー、カラオケボックス、ファミリーレストラン、インターネットカフェ等への出入りについては保護者同伴とする。

6.　アルバイトをするときには、校長に届け許可を得てからにする。（原則禁止）

7.　インターネット等の利用については家庭で話し合ってルールを決める。

第４章　服装・身なり

1.　服装

①　制服は、阿久根中学校の指定服とし、校名・名前の入ったネームプレートを付ける。

②　制服の更衣期間は設けない。体調に合わせて冬服や夏服を着用してよい。ただし、行事等によっては服装を指定することがある。

③　シャツの下にＴシャツなどを着用しても良いが、色や柄が透けて目立つことがないようにする。

④　防寒着について

- 冬服の下にトレーナーなどを着用してよい。できるだけ袖口、裾下から見えないものが望ましい。フード付きは不可。
- タイツを着用してよい。
- 制服（冬服）の上に学校ジャージの着用してよい（それ以外のものは制服の下に着用する）。
- 暑いときにはトレーナーやジャージを脱ぐ（トレーナーなどで過ごさない）。
- 手袋、マフラー、ネックウォーマーを着用してよい。ただし、登校時は靴箱で外し、下校時は靴箱で着用する（自転車通学生は安全上の問題からネックウォーマーを推奨する）。
- 自転車通学生はウインドブレーカーを着用してよい。自転車小屋で脱ぐ。下校時は自転車小屋で着用する。フード付きも可。
- 使い捨てカイロを持ち込んでよい。ただし、ゴミは持ち帰る。

⑤　その他

- ボタンやリボンなどは指定のものとする。
- 男子のベルトは装飾がないものとする。
- 女子のスカート丈は膝が隠れるものとする。

2.　髪型

①　前髪は目にかからない。

②　後ろ髪は肩についたらゴムで結ぶ。

③　パーマや染色、整髪料は禁止する（事情がある場合は学校に相談する）。

3.　靴（靴下）、上履き、カバン（バッグ）

①　運動靴は「白、黒、灰色」を基調としたひも靴（マジックテープは可）とする。ひもの色は、靴に準じる。マークやラインの色は問わない。校庭での運動に適したものとし、ハイカット（くるぶしが隠れるもの）や厚底のものは不可とする。靴底が平らでない方がよい。

②　上履きは学校指定のゴムスリッパとする。

③　カバンは指定された通学カバンとし、補助バッグについても指定のものとする。

④　カバンや補助バッグに落書きをしたり、装飾をしたりしない。キーホルダーはそれぞれ１つまでとし、大きなものは付けない。

⑤　靴下は「白、黒、灰、紺」を基調としたものとする。ワンポイント可。柄物は不可。長さは問わないが、運動をしても脱げないものとする。

4.　その他

①　制汗剤や日焼け止め、リップは無香料・無着色のものとする。
②　化粧等は禁止する。

第５章　自転車通学

1.　自転車通学は原則として２㎞以上の通学距離とする。
＊　本年度は２．５㎞以上。４月から２㎞以上に改訂
①　学校から自宅までの距離を地図アプリ等で計測し、許可申請をする。
①　土日祝祭日等に部活動等で移動する場合も、自転車通学の生徒（特別許可を含む）のみとする。

2.　許可申請

①　「自転車許可書」に必要な事項を記入し、プレートの代金を添えて申し込む（プレート代金は新規申込のみ）。
②　許可の有効期間は１年間とする。引き続き許可を必要とする場合は年度初めに再度申請する。
③　部活動生徒の自転車使用に伴う特別許可について
２．０㎞未満で総合運動公園で部活動を行う生徒（R６は陸上部・弓道部）は、下校時間の短縮を目的に、保護者・顧問・担任が必要と認めた上で自転車通学を認める。この場合、「自転車特別許可申請」を行う（入部後に手続きをする）。ただし、部活動をやめたり引退した場合は原則に基づく。

3.　厳守事項

①　自転車は前かごと荷台があるものとする。
②　防犯登録を確実に行い、自転車損害賠償保険に加入する。
③　プレートを付けた自転車のみが利用できる。
④　交通規則を守る。
⑤　登下校の際にはヘルメットをかぶりあごひもをしっかり付ける（ヘルメットは安全基準を満たすマークがついているもの）。
⑥　安全タスキを着用する。
⑦　各自で安全点検を行う。
⑧　自転車の通行が許可されていない歩道は自転車を押して歩く。
⑨　校門前の横断歩道は自転車を押して歩いて渡る。
⑩　自転車は所定の場所に置き、必ず施錠する（防犯上の理由から二重ロックを推奨）。

4.　その他

①　無許可自転車については学校で自転車を預かる。
②　違反がある場合、自転車通学許可を取り消すこともある。